鹿児島県公報

平成28年1月8日(金)第3176号



発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ

- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の更新 (3件) (障害福祉課取扱い) 1
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 2
- ○障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの変更事 項の届出 (雇用労政課取扱い) 2
- ○県営土地改良事業の計画の変更
- ○都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧
- ○平成27年度自衛官の募集(2件)
- ○道路の位置指定

○落札者等の公告

- (農地整備課取扱い) 2
- (都市計画課取扱い) 3 (危機管理防災課取扱い) 3
- (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 4
- 告
- ○競争入札の参加者の資格に関する公告(2件)

小

○一般競争入札公告(2件)

- (生活・文化課取扱い) 4
- (管財課取扱い) 6 (かごしま県民交流センター取扱い) 7
- (歴史資料センター黎明館取扱い) 10
- 公安委員会告示

○銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定

(生活安全企画課取扱い) 13

示

鹿児島県告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成28年1月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

				<i>D</i> 714111
	病院又	は診療所	更新年月	自立支援医療
名	称	所 在 地	日	の種類
前畠医院		鹿児島市郡山町1308	平成28年	精神通院医療
			1月1日	

鹿児島県告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成28年1月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

		薬	局	更新年月	自立支援医療
名	称		所 在 地	日	の種類
なでしこ薬局			鹿児島市宇宿三丁目54番17号	平成28年	精神通院医療

		1月1日	
しんかんばし薬局	鹿児島市新照院町19番10号	平成28年	精神通院医療
		1月1日	
ドゥ・ラポール薬局	鹿児島市山之口町1-7南海	平成28年	精神通院医療
	貿易センタービル1F	1月1日	
ハート薬局	指宿市大牟礼三丁目7番1号	平成28年	精神通院医療
		1月1日	
つばさ薬局	薩摩川内市神田町4-30	平成28年	精神通院医療
		1月1日	

鹿児島県告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成28年1月8日

指定訪問看護事業者,指定居

正		
או	更新年月	自立支援医療
		- 44 1/44

伊藤祐一郎

鹿児島県知事

宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者			事 業 所			更新年月	自立支援医療 の種類	
名	名 移	尔	主たる事務所 の所在地	名	称	所 在 地		の種類
奄美	手 市		奄美市名瀬幸 町25番8号	奄美市 護ステ		奄美市笠利町 中金久45番地	平成28年 1月1日	精神通院医療
					れ愛」	, —		

鹿児島県告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。 平成28年1月8日

> 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更	自立支援医療	
医療機関の名称及の別任地	发 史争识	変更前	変更後	の種類
有限会社カンナ薬局	所在地	鹿児島市小松	鹿児島市小松	精神通院医療
鹿児島市小松原一丁目40-		原一丁目40-	原一丁目40-	
1		5	1	

鹿児島県告示第11号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第3項の規定により, 障害者就業・生活支援センターから次のとおり変更の届出があった。

平成28年1月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称及び住所 社会福祉法人真奉会 霧島市隼人町内2068番地
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
事務所の所在	霧島市国分中央一丁目3	霧島市国分中央一丁目4	平成27年12月1日
地	番 9 号	番23号	

鹿児島県告示第12号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農

地整備(畑地帯担い手支援型)(旧:畑地帯総合整備)(農業用用排水施設整備及び土層改良) 第一母志地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年1月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年1月12日から同年2月8日まで

3 縦覧場所

徳之島町役場耕地課

鹿児島県告示第13号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規 定によりいちき串木野市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21 条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年1月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 串木野都市計画下水道
 - (2) 名称 串木野市公共下水道
- 2 関係図書の縦覧場所 鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第14号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条,第117条第1項及び第118条の規定により、 平成27年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成28年1月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 募集種目

自衛官候補生 (男子)

2 募集期間

平成28年1月12日から同年2月1日まで

3 試験期日

平成28年2月6日

4 応募年齢

採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者

- 5 試験場の位置及び名称
 - (1) 位置

奄美市名瀬永田町17番3号

(2) 名称

鹿児島県大島支庁及び委託病院

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提 出すること。

なお, 志願票は, 各市町村において交付する。

鹿児島県告示第15号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条,第117条第1項及び第118条の規定により,

平成27年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成28年1月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 募集種目

自衛官候補生(男子)

2 募集期間

平成28年1月12日から同年2月1日まで

3 試験期日

平成28年2月11日

4 応募年齢

採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者

- 5 試験場の位置及び名称
 - (1) 位置

霧島市国分福島二丁目4番14号

(2) 名称

陸上自衛隊国分駐屯地

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提 出すること。

なお, 志願票は, 各市町村において交付する。

姶良·伊佐地域振興局告示第 1 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の 位置を指定した。

平成28年1月8日

姶良·	伊佐地域振興局長	牟田神圭介

指定の年	申請者の住所及び		指	定	道	路	ì	
	名称並びに代表者	/ 	-		延	長	幅	員
月日	の氏名	位	置		(メート	ル)	(メー	トル)
平成27年	霧島市国分中央三	姶良市西餅	田字楠元	2872	5	51.30		6.00
12月14日	丁目3番3号	番22						
	株式会社国分ハウ							
	ジング							
	代表取締役							
	久保一元							

公

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成28年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契 約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な 資格等について,次のとおり公告する。

平成28年1月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調達をする物品等の種類

かごしま県民交流センターで使用する電気

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることが

ある。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下 「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定され た者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法, 時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、 資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成28年1月8日から同月29日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお,受付期間の終了後も随時受け付けるが,この場合には入札参加資格審査が競争入 札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

- イ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する 特定規模電気事業者でない者
- (5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成28年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成28年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契 約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な 資格等について、次のとおり公告する。

平成28年1月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 調達をする物品等の種類 鹿児島県歴史資料センター黎明館で使用する電気
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法, 時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、 資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して,直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成28年1月8日から同月29日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお,受付期間の終了後も随時受け付けるが,この場合には入札参加資格審査が競争入 札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

- イ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する 特定規模電気事業者でない者
- (5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成28年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年1月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 可搬型モニタリングポスト 7式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 落札者を決定した日 平成27年11月19日
- 4 落札者の氏名及び住所 日立アロカメディカル株式会社鹿児島営業所

鹿児島市紫原五丁目16番8号

5 落札金額

55,080,000円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成27年10月9日

.....

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の購入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成28年1月8日

かごしま県民交流センター副館長 所﨑清

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称 かごしま県民交流センターで使用する電気
 - (2) 購入をする物品等の数量 年間予想使用電力量 2.969,000キロワットアワー
 - (3) 購入をする物品等の特質等 入札説明書による。
 - (4) 需要場所 入札説明書による。
 - (5) 供給期間 平成28年4月1日から平成2

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法,時期,場所等 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは,次に掲げるところにより,資格 審査要綱に基づく知事の資格審査を受け,入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先 鹿児島県出納局管財課調達係 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成28年1月8日から同月29日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30 分から午後5時15分までとする。

なお, 受付期間の終了後も随時受け付けるが, この場合には入札参加資格審査が入札に 間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載
 - ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価(以下「参考総価比較額」とい う。)を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワッ ト当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記 載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の 100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ の端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する 者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる ものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、 これを切り捨てるものとする。
 - (2) 入札書の提出場所

かごしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便 により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

平成28年2月18日午後5時15分(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに 必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年2月19日午前10時30分

イ 場所 かごしま県民交流センター東棟4階パソコン研修室第1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書 による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限 (2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

日時 平成28年1月22日午後2時30分

イ 場所 かごしま県民交流センター東棟4階パソコン研修室第1

契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書 の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入 札保証金の納付が免除される。

なお,入札保証金は,入札終了後還付する。ただし,落札者には,契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が,入札保証金以上の金額につき,保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し,当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地 方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契 約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面 を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれ がないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金免除する。
- 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で,予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

かごしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

電話番号 099-221-6602

ファックス番号 099-221-6640

- 13 その他
 - (1) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) この入札に係る契約は、平成28年4月1日に確定する。
- 14 SUMMARY
 - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Electricity to be used in Kagoshima Prefectual Citizens Exchange Center Estimated 2,969,000kWh

(2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2016 through 31 March 2017

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:15 p.m. 18 February 2016

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Citizens Exchange Division

Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center

14-50 Yamashitacho, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 892-0816 Japan

TEL 099-221-6602

FAX 099-221-6640

.....

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の購入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成28年1月8日

鹿児島県歴史資料センター黎明館副館長 飯山寿史

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称 鹿児島県歴史資料センター黎明館で使用する電気
 - (2) 購入をする物品等の数量 年間予想使用電力量 1,152,000キロワットアワー
 - (3) 購入をする物品等の特質等入札説明書による。
 - (4) 需要場所 入札説明書による。
 - (5) 供給期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下 「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定され た者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法,時期,場所等 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは,次に掲げるところにより,資格 審査要綱に基づく知事の資格審査を受け,入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成28年1月8日から同月29日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30

分から午後5時15分までとする。

なお,受付期間の終了後も随時受け付けるが,この場合には入札参加資格審査が入札に 間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載
 - ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価(以下「参考総価比較額」という。)を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の 100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる ものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、 これを切り捨てるものとする。
 - (2) 入札書の提出場所

鹿児島県歴史資料センター黎明館総務課 鹿児島市城山町7番2号 郵便番号 892-0853

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

平成28年2月18日午後5時15分(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

- (5) 開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成28年2月19日午後1時30分
 - イ 場所 鹿児島県歴史資料センター黎明館3階講座室
- (6) 入札説明書
 - ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書 による。
 - イ 入札説明書の交付場所及び交付期限 (2)及び(4)に同じ。
- (7) 入札説明会の開催日時及び場所
 - ア 日時 平成28年1月21日午後1時30分
 - イ 場所 鹿児島県歴史資料センター黎明館3階会議室
- 5 契約条項を示す場所及び期限
 - 4の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札書の提出期限までに納付すること。ただし,次のア又はイのいずれかに該当するときは,入札保証金の納付が免除される。

なお,入札保証金は,入札終了後還付する。ただし,落札者には,契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が,入札保証金以上の金額につき,保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し,当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。

- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金免除する。
- 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県歴史資料センター黎明館総務課

鹿児島市城山町7番2号 郵便番号 892-0853

電話番号 099-222-5100

ファックス番号 099-222-5143

- 13 その他
 - (1) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) この入札に係る契約は、平成28年4月1日に確定する。
- 14 SUMMARY
 - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Electricity to be used in Kagoshima Prefectual Museum of Culture Reimeikan Estimated 1,152,000kWh

(2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2016 through 31 March 2017

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:15 p.m. 18 February 2016

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

General Affairs Division

Kagoshima Prefectural Museum of Culture Reimeikan

7-2 Shiroyamacho, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 892-0853 Japan

TEL 099-222-5100 FAX 099-222-5143

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第4号

銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則(平成21年鹿児島県公安委員会規則第13号)第2条の規定に基づき次の医師を指定した。

なお,平成24年12月18日鹿児島県公安委員会告示第149号(銃砲刀剣類所持等取締法に規定 する診断を行う医師の指定)は,廃止する。

平成28年1月8日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

			μц / 1 μц / 1	下公女安貝云安貝区	四平尺倒
氏	名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者	指定年月日
鮫 島	秀 弥	ウエルフェア九	枕崎市白沢北町	銃砲刀剣類所持等取	平成27年
		州病院	191番地	締法(昭和33年法律	12月22日
				第6号)第5条第1	
				項第3号に規定する	
山畑	良蔵	鹿児島県立姶良	姶良市平松6067	政令で定める病気	
		病院	番地	(銃砲刀剣類所持等	
				取締法施行令(昭和	
杉本	東一	奄美病院	奄美市名瀬浜里	33年政令第33号)第	
			町170番地	8条第3号に掲げる	
				病気を除く。)にか	
				かっている者並びに	
橋口	渡	病院芳春苑	志布志市志布志	同法第5条第1項第	
			町安楽3008番地	4号及び第5号に掲	
			5	げる者	
上津原	一	林内科胃腸科病	鹿児島市武二丁	銃砲刀剣類所持等取	
		院	目33番8号	締法施行令第8条第	
田中	滋 也	田中脳神経外科	鹿児島市山之口	3号に掲げる病気に	
		クリニック	町1番30号	かかっている者	
山田	康一郎	やまだメンタル	鹿児島市加治屋		
		クリニック	町13番3号		
中村	雅之	鹿児島大学医学	鹿児島市桜ヶ丘	介護保険法(平成9	
		部·歯学部附属	八丁目35番1号	年法律第123号)第5	
石塚	貴 周	病院		条の2に規定する認	
				知症である者	